年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 9件

静岡国民年金 事案 1481

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年9月の国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要で ある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年7月から同年9月まで

② 平成5年9月

私は、平成元年7月に海外から帰国した際、市役所へ赴き国民年金の加入手続を行い市役所の窓口で保険料を納付した。また、申立期間②を含む4年1月から5年10月までの間については、私が市役所等で自身と妻の保険料を一緒に納付していたので、私の申立期間の保険料が納付済みとされていないのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②を含む平成4年1月から5年10月までの国民年金加入期間は、自身と妻の国民年金保険料を一緒に納付していたとするところ、同期間に係る夫婦の保険料の納付方法が一致している状況から見て、申立人が主張するように夫婦一緒に保険料が納付されていたことがうかがえる上、申立期間②は、申立人の妻が納付済みとされていることから、申立人のみ未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人が所持するいずれの年金手帳にも、 国民年金被保険者資格を取得したことを示す記載は無く、国民年金には未加入とされている上、申立人自身も、申立期間①に係る国民年金の加入手続及 び保険料の納付について、具体的に記憶していることは無いとしており、当 時の状況は不明である。

また、申立人が申立期間①当時に居住した市において、申立人の被保険者 名簿が作成されたことはうかがえず、申立期間①が未加入期間とされている こととの矛盾も無い上、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 平成5年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 1482

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から54年3月まで

私と兄は、高校卒業後、実家の内装業に従事しており、兄弟の国民年金の加入手続及び保険料の納付は全て母がしているはずである。兄は 20 歳の時から未納無く保険料が納付されているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年*月頃に、その母が、申立人の国民年金加入手続を行い、以後、国民年金保険料を納付してくれていたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日等から、申立人の加入手続は55年11月頃初めて行われたとみられ、同加入手続により申立人は、20歳到達時まで遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、上記加入手続時点では、申立期間のうち昭和53年10月から54年3月までの期間は時効前のため遡って国民年金保険料を納付することが可能であったところ、申立期間直後の昭和54年度の保険料は、申立期間と同様に過年度に当たるが、納付済みである上、申立人が居住する市では、窓口に過年度保険料を納付するための納付書を置いていたとしていることから、申立人の申立期間の保険料を納付したとするその母が、加入手続時点で時効前であった53年10月から54年3月までの期間の保険料を遡って納付したと考えても不自然ではない。

一方、上記加入手続までは、申立人は国民年金に未加入であったことになるため、申立期間当時に申立人が保険料の納付を求められることは無かった と考えられる。

また、上記加入手続時点では申立期間のうち昭和53年9月以前の期間は既

に時効のため、遡って保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の母が申立期間のうち昭和53年9月以前の期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほかに同期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和53年10月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認 められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、24 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②から⑧までについては、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 22 日は 10 万円、同年 12 月 22 日は 12 万円、16 年 7 月 20 日は 12 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 18 万円、17 年 8 月 27 日は 12 万 5,000 円、同年 12 月 26 日は 16 万円及び 18 年 12 月 20 日は 15 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間⑨に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を13万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年11月1日から17年2月1日まで

- ② 平成15年7月22日
- ③ 平成15年12月22日
- ④ 平成16年7月20日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日

- ⑥ 平成17年8月27日
- ⑦ 平成17年12月26日
- ⑧ 平成 18 年 12 月 20 日
- 9 平成19年7月18日

年金事務所で確認したところ、申立期間①の標準報酬月額は、当時、A事業所から自分が支給されていた給与額より低額となっているので、給与支給額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

申立期間②から⑨までについて、A事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、国の記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録がないため標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、A事業所が提出した賃金台帳において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業 主は事務の誤りを認めていることから、事業主は、賃金台帳において確認でき る保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、 その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告 知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと 認められる。

申立期間②から⑧までにおける申立人に係る標準賞与額については、A事業所から提出された賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月22日は10万円、同年12月22日は12万円、16年7月20日は12万5,000円、同年12月20日は18万円、17年8月27日は12万5,000円、同年12月26日は16万円及び18年12月20日は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②から⑧までに係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成15年7月22日、同年12月22日、16年7月20日、同年12月20日、17年8月27日、同年12月26日及び18年12月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する

義務を履行していないと認められる。

申立期間⑨について、平成19年7月18日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、13万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間⑨当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和59年5月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人のB事業所における資格喪失日は、平成2年 11月21日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日 に係る記録を訂正し、申立期間②の標準報酬月額を13万4,000円とすること が必要である。

申立期間③について、申立人のC事業所における資格喪失日は、平成3年2月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、申立期間③の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和35年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月26日から同年5月1日まで

(A事業所)

② 平成2年9月30日から同年11月21日まで

(B 事業所)

③ 平成2年11月30日から3年2月1日まで

(C事業所)

年金事務所に年金記録の確認を行ったところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得たが、申立事業所の給料支払明細書から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した給料支払明細書及びA事業所の事業 主の回答から判断すると、申立人は、当該事業所に昭和59年4月30日まで継 続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除 されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる昭和59年4月の厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を昭和59年5月1日とすべきところ、同年4月26日として誤った届出を行ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所(当時)は申立人に係る同年4月の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が提出した給料明細書及び雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間②においてB事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、平成2年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。しかしながら、当該資格喪失処理は、B事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成2年9月30日)以降の3年3月29日付けで遡及して行われていることが確認でき、複数の同僚においても、同日付けで遡って資格喪失の訂正処理及び定時決定の取消しの処理が行われていることが確認できる。

また、B事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる。

さらに、B事業所はオンライン記録では、平成2年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、当該事業所は法人であり、商業登記簿謄本において閉鎖されたのは3年9月30日と確認できる上、同僚は、申立期間②中も営業していたと証言していることから、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、2年9月30日において、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成2年9月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認めらないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年11月21日であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、平成2年9月のオンライン記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人が提出した給料明細書及び雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間③においてC事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、平成2年11月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。しかしながら、当該資格喪失処理は、C事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成2年11月30日)以降の3年3月29日付けで、当初、同年2月1日と記録されていた資格喪失日を取り消し、遡及して訂正されていることが確認でき、複数の同僚においても、3年3月29日付けで遡って資格の喪失処理及び訂正処理が行われていることが確認できる。

また、C事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる。

さらに、C事業所はオンライン記録では、平成2年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、当該事業所は法人であり、商業登記簿謄本において閉鎖された事実が確認できない上、同僚は、申立期間③中も営業していたと証言していることから、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、同日において、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成2年11月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認めらないことから、申立人の資格喪失日は、3年2月1日であると認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、資格取得時訂正後の平成2年11月のオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を 29 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月14日

ねんきん定期便で、A事業所において支給された申立期間の賞与に係る標準賞与額の記録が賞与支給額に比べて大幅に低いことが分かった。申立期間について、実際の賞与支給額に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA事業所に係る賞与明細書により、申立人は、申立期間に おいて、29 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届において、賞与額を29万円とすべきところ、誤って2万9,000円と届け出たと回答していることから、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立期間の標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和32年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月3日から同年4月24日まで

厚生年金保険の記録によると、申立期間の標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたものが遡及して15万円に減額訂正されていることが分かった。申立期間に給料が下がった記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額を28万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者資格取得時決定により、28万円と記録されていたところ、平成7年4月24日付けで同年2月3日に遡って15万円に減額訂正されたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人以外で平成7年1月から同年3月までの期間において、厚生年金保険被保険者資格を取得した18人のうち13人については、申立人と同様に、同年4月24日付けで標準報酬月額が資格取得日に遡って15万円に減額訂正されたことが確認できる。

さらに、A事業所における当時の社会保険及び給与事務担当者は、「経営コンサルタントの指示で、会社の社会保険料の負担を軽減させるため、平成7年4月に役員を除く大半の従業員の標準報酬月額を15万円に引き下げることになった。同年4月に随時改定できない従業員については、資格取得日に遡って標準報酬月額を訂正することになった。」と証言している。

加えて、上述の担当者は、「遡及訂正の対象者については、当初は、訂正前の標準報酬月額に見合う保険料を控除していたが、遡及訂正に伴い生じた保険料の差額を還付又は翌月以降の保険料に充当することは無かった。」と証言しており、申立人と同様に標準報酬月額を資格取得日に遡って減額訂正された複数の従業員は、「標準報酬月額の減額訂正により、差額保険料を返還又は翌月以降の保険料に充当するとの説明を会社から受けた記憶は無い。」としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、標準報酬月額 28 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に当初届け出た 28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、上述の社会保険及び給与事務担当者の証言から判断すると、事業主が標準報酬月額の減額訂正に係る届出を行ったことが認められ、その結果、社会保険事務所は、減額訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を平成11年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月21日から同年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。関連会社への異動であり、途中一度も退職することなく、継続して勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(平成11年6月21日にB事業所からA事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成 11 年7月の社会保険事務所(当時)の記録から、17 万円とすることが妥当で ある。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日の記載を平成11年6月21日とすべきところ、同年7月1日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和52年10月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月11日から同年11月11日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得たが、昭和 52 年4月4日からA社で継続して勤務しており、申立期間は、同社B事業所へ異動した時期であるため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された申立人に係る人事基本台帳及び同社の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和 52 年 10 月 11 日にA社本社から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 52 年 11 月の社会保険事務所(当時)の記録から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人のA事業所における資格喪失日は昭和 21 年 10 月 22 日と認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人は当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事業所C所における資格取得日に係る記録を昭和21年10月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間③について、申立人は当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB事業所D事務所における資格取得日に係る記録を昭和24年1月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月1日から同年10月22日まで

(A事業所)

② 昭和21年10月22日から同年11月1日まで

(B事業所C所)

③ 昭和24年1月14日から同年2月1日まで

(B事業所D事務所)

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間①から③までについて加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間①から③までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、E事業所(B事業所が名称変更)が保管する人事記録によれば、申立人は昭和21年10月21日までA事業所に在籍していたことが確認できる。したがって、申立人のA事業所における資格喪失日を21年10月22日に訂正することが必要である。

申立期間②について、E事業所が保管する人事記録から判断すると、申立人はG事業所のグループ会社に継続して勤務し(昭和 21 年 10 月 22 日にA事業所からB事業所C所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB事業所C所における昭和21年11月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、E事業所が保管する人事記録及び雇用保険の記録から 判断すると、申立人はB事業所に継続して勤務し(昭和24年1月14日にB事 業所C所から同事業所D事務所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のB事業所D事務所に おける昭和 24 年2月の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、8,100 円とす ることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 24 年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から25年4月1日まで

年金事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については 脱退手当金が支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給した記憶が無 いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 25 年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した当時の申立人に係る脱退手当金の支給要件では、申立人の脱退手当金が支給されたと記録のある被保険者期間は5年未満の 36 月であり、かつ、申立人は死亡者ではないことから、「被保険者期間6月以上 20 年未満の女子被保険者が婚姻又は分娩のため資格喪失したとき」であると考えられる。しかし、申立人は、「退職理由は、他県にある親戚の会社で勤務するためであり、婚姻や出産ではない。夫とは、親戚の会社で初めて出会った。」と主張しており、戸籍謄本からも 26 年 12 月まで婚姻及び分娩の記録は確認できないことから、申立人は当該脱退手当金の支給要件を満たしていないものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっており、これを失念するとは考え難い。

さらに、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、誤って記載されており、脱退手当金の裁定請求があれば訂正されると考えられるところ、訂正されていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

静岡国民年金 事案 1483

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から 52 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から52年8月まで

私は、昭和 51 年4月に会社を退職し、その2、3日後に区役所で国民年金の加入手続をした。その時、保険料の納付方法の説明を聞き、後日、書類が郵送されてきたので、少しずつ保険料を納付していたが、全部は納付できなかった。そのため、滞納した分については、実家に戻ってから現金書留で区役所に郵送したはずである。申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年4月に会社を退職し、その2、3日後に区役所で国 民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号 番号は 55 年2月に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払 い出されたこともうかがえないことから、申立人の加入手続は、この頃初め て行われたものと推認でき、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入で あったと考えられる。

また、上記の加入手続時点では、申立期間は全て時効であり、遡って国民 年金保険料を納付することもできない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料に係る滞納分を区役所から送られた納付書及び現金書留封筒を使って納付したとしているが、同区役所によれば、現金書留封筒を送って納付させる方法は住民税の収納において行われていたものであることなどから、申立人は、申立期間当時の住民税の納付を国民年金保険料の納付として混同しているとも考えられる。

加えて、申立人の居住する市の被保険者名簿でも、申立期間は未加入期間とされており、特殊台帳(マイクロフィルム)及びオンライン記録との齟齬

も無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうか がわせる周辺事情も見当たらない。

静岡国民年金 事案 1484

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月から51年12月まで

私は、大学卒業後の昭和 52 年4月頃、区役所出張所で国民年金の加入手続を行った際に、20 歳まで遡って保険料を払うことができると教えられたので、ボーナスが出た後の同年8月頃に、一括で 40 万円以上払ったことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業した直後の昭和 52 年4月頃、国民年金加入手続を行った際、20 歳まで遡って国民年金保険料を納付することができるとの説明を受け、同年8月頃に申立期間の保険料を遡って一括で納付したと述べているところ、この頃には特例納付制度は実施されておらず、申立期間の保険料を遡って全て納付できる方法は無かったことから、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年1月頃及び平成3年6月頃に払い出されており(2つの国民年金手帳記号番号に基づく記録は統合済み)、これら以外に申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は 54 年1月頃に当初の加入手続を行い、20歳到達時に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。この当時であれば、申立人は、第3回特例納付(昭和53年7月から55年6月まで実施)を利用することにより、申立期間の保険料を納付することは可能であったことになるが、申立人が一括で納付したとする金額(40万円以上)は、申立人が当初の加入手続を行った後、間もなく特例納付も利用して遡って保険料を納付したものとして想定し得る金額からは大きく乖離している上、同金額は、

月額1万 500 円として計算されたものであり、第3回特例納付の保険料月額とも、申立人が当初の国民年金加入手続を行った頃の定額保険料月額とも相当の差異があるなど、根拠にも乏しいものとなっていることから、特例納付を行ったとの推認は困難である。

さらに、申立人が申立期間当時居住した区の年度別納付状況リスト及び申立期間後に居住した市の被保険者名簿でも申立期間に係る保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬も無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、日記等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうか がわせる周辺事情も見当たらない。

静岡国民年金 事案 1485

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年4月から 56 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年12月まで

申立期間の国民年金保険料は免除されたこととされているが、免除を申請した覚えは無く、毎月送られてくる納付書を持って町役場へ赴き保険料を納付していたことを記憶しているため、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金保険料の免除を申請した覚えは無く、毎月送られてくる納付書を持って町役場へ赴き保険料を納付していたと述べているところ、同町は申立期間当時、保険料の納付期限を3か月ごとに定めており、毎月保険料を納付したとする主張とは一致しない。また、申立人の記憶する納付書の特徴も、その当時、同町において使用されていた納付書の特徴とは異なる上、納付書の送達も毎月ではなく、年に1度であったとみられることから、申立人の記憶する金銭の支払が国民年金に係るものであったと推認することは困難である。

さらに、申立人が現在居住する市の電算記録でも申立期間に係る保険料は 免除されており、特殊台帳(マイクロフィルム)及びオンライン記録との 離齬も無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、日記等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうか がわせる周辺事情も見当たらない。

静岡国民年金 事案 1486

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 11 月から 58 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月から58年2月まで

私は、学生時代に親が国民年金の加入手続を行ってくれ、交付された年金手帳を見せてもらった記憶がある。保険料は、父が納付してくれていたので、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の両親から具体的なことを聞かされていないとしている上、両親から当時の状況を確認することも困難であることから、申立期間当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、同記号番号払出簿から、昭和 60 年6月6日に払い出されたことが確認でき、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人はこの頃初めて国民年金に加入したものと推認できる。さらに、申立人は、申立期間当時、学生であったとしているところ、申立期間当時、学生の国民年金への加入は任意であり、制度上、任意加入の対象となる期間について遡って被保険者資格を取得することはできず、上記加入手続の際、申立期間について被保険者資格を得ることも無く、申立期間が未加入期間とされているものとみられる。

加えて、申立人の居住する市の電算記録でも申立期間は国民年金に未加入 とされており、オンライン記録との齟齬は無い上、申立人の父が申立期間の 保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)は無く、ほか に申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月頃から62年5月26日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所で勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答及び元同僚の証言から、勤務期間は特定できないが、申立人が 当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所は、「当時は、入社後に見習期間があり、その間は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答しており、当該事業所の元従業員から聴取したところ、「見習期間を経た後に社会保険に加入した。」と証言していることから、当該事業所では、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、申立人が自分と同様の業務だったと記憶する元同僚も、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、A事業所の厚生年金保険被保険者として氏名を確認することができない。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録は確認できない。加えて、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、昭和60年6月21日から62年10月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から45年5月21日まで

(A事業所)

② 昭和45年9月27日から47年2月まで

(A事業所)

③ 昭和54年から55年まで

(B事業所)

④ 昭和59年8月から平成2年まで

(C事業所)

⑤ 平成4年から5年まで

(D事業所)

社会保険事務所(当時)に年金記録の照会を行ったところ、過去に勤務していた事業所の年金記録が確認できないとの回答を得たが、申立事業所において、厚生年金保険の被保険者として勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間①から⑤までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「昭和 42 年から 47 年までの 5 年間、 E市のF店内のA事業所に正社員として勤務していた。」と述べているところ、 オンライン記録によると、申立人は、A事業所において、昭和 45 年 5 月 21 日に 厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 9 月 27 日に被保険者資格を喪失し ていることが確認できる。

また、A事業所から提出された社報によれば、申立人は、昭和 45 年 9 月 27 日 に退社していることが確認できる上、A事業所は、「申立人の正社員としての在

籍期間は、昭和 45 年 9 月 27 日までである。社会保険に加入していない人の給与から保険料を控除することはあり得ない。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間①のうち、昭和 42 年4月から 44 年 10 月1日までの期間及び申立期間②のうち 46 年 6月 23 日から 47 年 2月までの期間は、他の事業所における厚生年金保険の被保険者であることが確認できる。

申立期間③について、申立人は、「昭和54年から55年までの1年間、B事業所にパート社員として1日7時間勤務し、社会保険に加入していた。」と主張している。

しかし、B事業所は、「申立期間当時の資料が残っていないため、申立人の在籍記録、社会保険の適用及び保険料控除の状況を確認することができないことから、申立期間当時から勤務している複数の社員に確認したが、申立人のことを記憶している者はいなかった。」と回答している。

また、B事業所は、「一般的に、厚生年金保険に加入する場合、雇用保険にも加入していた。厚生年金保険に加入していない者の給与から保険料を控除することはなかったと考える。」としているところ、申立人のB事業所における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和53年4月3日から56年4月6日までに被保険者資格を取得した全ての者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間③のうち、昭和 54 年から 55 年 10 月 6 日までの期間については、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付しており、同年 10 月 6 日以降の期間については、他の事業所における厚生年金保険の被保険者であることが確認できる。

申立期間④について、申立人は、「昭和 59 年 8 月から平成 2 年までの期間、 C事業所にパート社員として 1 日 7 時間勤務し、休日は週 1 日だったことから、 厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかし、C事業所は、「申立期間当時から、社会保険に加入している社員の名簿を作成しているが、申立人に係る記録は確認できないことから、申立てどおりの資格取得の届出は行っておらず、申立人の給与から保険料を控除していないと判断する。」と回答している。

また、C事業所は、「厚生年金保険と雇用保険は、同時に加入手続を行っていた。」としているところ、申立人のC事業所における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が記憶する同僚についても、C事業所での厚生年金保険の被保 険者記録が確認できない者が複数見受けられる。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間④のうち、昭和 61 年 4月1日以降の期間について、国民年金の第3号被保険者であることが確認できる。

申立期間⑤について、申立人は、「平成4年から5年までの1年間、営業担当 として、D事業所に勤務していた。」と主張している。

しかし、申立期間⑤当時、D事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立期間⑤当時から、申立人が勤務したとするG施設を経営しているH事業所に確認したところ、「申立人が在籍していたことは事実だが、期間は1年未満だったと思う。顧問契約のある労務管理事務所に確認したところ、社会保険に加入していた人の記録は残っているが、申立人の記録は確認できないとの回答を得た。給与から源泉控除した預かり金について、会計事務所から指摘されることはなかったことから、社会保険に加入していない人の給与から厚生年金保険料を控除したということはあり得ないと考える。」と回答している。

また、H事業所は、「厚生年金保険と雇用保険は、同時に加入手続を行っていた。」としているところ、申立人のH事業所における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間⑤のうち、平成4年11月及び同年12月以外の月については、他の複数の事業所における厚生年金保険の被保険者となっている、又は国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間①、②、③、④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から43年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について 厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所に勤務し ていたのは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認 めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はA事業所の当時の事業主、各職場担当責任者及び 業務内容について詳細に記憶していることから、申立人が当該事業所で勤務して いたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録及び事業所名簿では、申立人が勤務していたと記憶する所在地にA事業所及び類似する名称の厚生年金保険の適用事業所は確認ができず、当該所在地を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記の記録は確認ができない。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間中の昭和 36 年4月から 国民年金に加入し、このうち、同月から 37 年3月までの期間については免除申 請しており、42 年4月から 43 年8月までの期間については現年度納付している ことが確認できる。

さらに、申立人が記憶する申立期間当時のA事業所の事業主は、オンライン記録において、該当者が見当たらず、上述の各職場担当責任者についても、該当者を特定することができないことから、当該事業所の厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況を確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月1日から40年2月1日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月7日から35年12月24日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされているところ、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できる。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後合わせて4ページに記載されている女性において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年12月24日の前後2年以内に資格を喪失したことが確認できる被保険者期間を2年以上有する者29名のうち、資格喪失後1か月以内に転職し、他の事業所で厚生年金保険に加入していた1名を除く28名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、23名に資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年3月20日に支給決定されているほ

か、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月1日から30年12月31日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和31年1月13日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月1日から54年6月1日まで

厚生年金保険の記録によると、申立期間の標準報酬月額は、当時、自分がA 事業所から支給されていた給与の支給総額より低額となっているので、当該給 与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、標準報酬月額と実際の給与を比較すると、金額に差があると主張しているが、給与明細等の関連資料を所持していないことから、申立人が申立期間当時得ていた給与総額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、B事業所(A事業所が名称変更)は、「申立期間当時の書類は保存期間が過ぎているため、破棄しており証明できないが、国に記録されている標準報酬月額どおりの手続を行っていたと思う。」と回答している。

さらに、A事業所に係る申立期間における申立人の標準報酬月額と同僚の標準報酬月額に大きな差異は無く、申立人だけが低額であるという事情も認められない上、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺 事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から28年2月4日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、申立期間に、A事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和 28 年 2 月 4 日に A 事業所の被保険者として被保険者記号番号が払い出されており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳においても、同日が厚生年金保険の資格取得日として記載されていることが確認できる。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が自分より先に勤務していたと記憶する複数の同僚は、申立期間中又は申立期間後に被保険者資格を取得していることが確認でき、当該事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、B事業所(A事業所の後継事業所)に照会したところ、「申立期間当時の資料が残されていないため、厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答しており、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月頃から36年3月頃まで

② 昭和36年3月頃から同年10月頃まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、A事業所及びB事業所に勤務していたことは事実なので、申立期間 を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の証言から、申立人は、勤務していた期間は 特定できないものの、A事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和34年12月1日から36年6月5日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人が同時期に同じC職として勤務したと記憶する者も、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が見当たらない。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①当時の事業主及び事務担当者は亡くなっていることから、申立人の厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認することはできなかった。

申立期間②について、申立人は、B事業所に勤務していたと主張している。

しかし、オンライン記録から、B事業所は、申立期間②のうち昭和 36 年4月 1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 32 年6月1日から当該事業所が適用事業所でなくなった日(昭和 36 年4月1日)までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たら

ない。

さらに、申立人が同時期に入社したと記憶する同僚も、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前は見当たらない。

加えて、B事業所は既に廃業しており、申立期間②当時の事業主と連絡が取れず、申立人の厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できないことから、オンライン記録から、申立期間②当時にB事業所で厚生年金保険の被保険者であった複数の元従業員に聴取したが、申立人を記憶する者はおらず、申立期間②において、申立人がB事業所に勤務していたことについて証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について 確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。